



平成24年10月19日(金)
(照会先)
沖縄労働局 職業安定部 職業対策課
部長 島田 博和
課長 砂川 三森
(電話) 098-868-3701
(FAX) 098-951-3507

平成24年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～「高年齢者雇用確保措置」実施済み企業は89.1%(前年比1.3ポイント上昇)～

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成24年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け^(※)、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,510社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は89.1%（前年比1.3ポイント上昇）（表1）

- 中小企業は88.4%（同1.4ポイント上昇）
- 大企業は98.0%（同0.1ポイント上昇）

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は43.4%（同0.7ポイント減少）（表5）

- 中小企業では44.5%（同0.9ポイント減少）
- 大企業では27.7%（同2.2ポイント上昇）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

(2) 70歳以上まで働ける企業の割合は16.6%（同0.1ポイント上昇）（表6）

- 中小企業では17.3%（同0.1ポイント上昇）
- 大企業では6.9%（同0.5ポイント減少）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者の継続雇用状況

過去1年間に定年年齢に到達した3,162人のうち、継続雇用された人は2,542人（80.4%）、継続雇用を希望しなかった人は591人（18.7%）、基準に該当しないこと等により離職した人は29人（0.9%）（表8）

- 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人（994人）のうち、継続雇用された人は883人（88.8%）。
- 継続雇用制度を導入している企業のうち継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間に定年年齢に到達した人（1,580人）のうち、継続雇用された人は1,154人（73.0%）、基準に該当しないことにより離職した人は18人（1.1%）

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

常時雇用する労働者が31人以上の企業 1,510社

中小企業（31～300人規模）：1,409社

（うち31～50人規模：587社、51～300人規模：822社）

大企業（301人以上規模）：101社

（※）高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引き上げられ、平成25年3月31日までは64歳、平成25年4月1日から65歳となる。

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

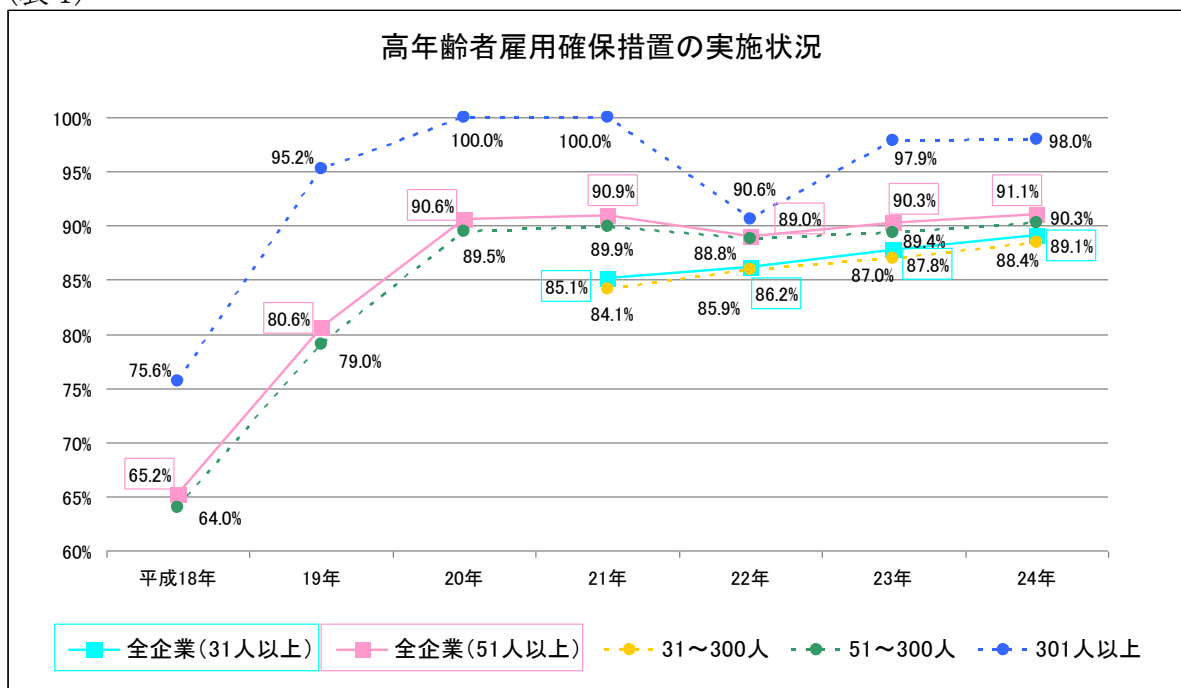
高齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は89.1%(1,345社)(前年比1.3ポイントの上昇)、51人以上規模の企業で91.1%(841社)(同0.8ポイントの上昇)となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は10.9%(165社)(同1.3ポイントの減少)、51人以上規模企業で8.9%(82社)(同0.8ポイントの減少)となっている。(表1)

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では98.0%(99社)(前年比0.1ポイントの上昇)、中小企業では88.4%(1,246社)(同1.4ポイントの上昇)となっている。(表1)

(表1)

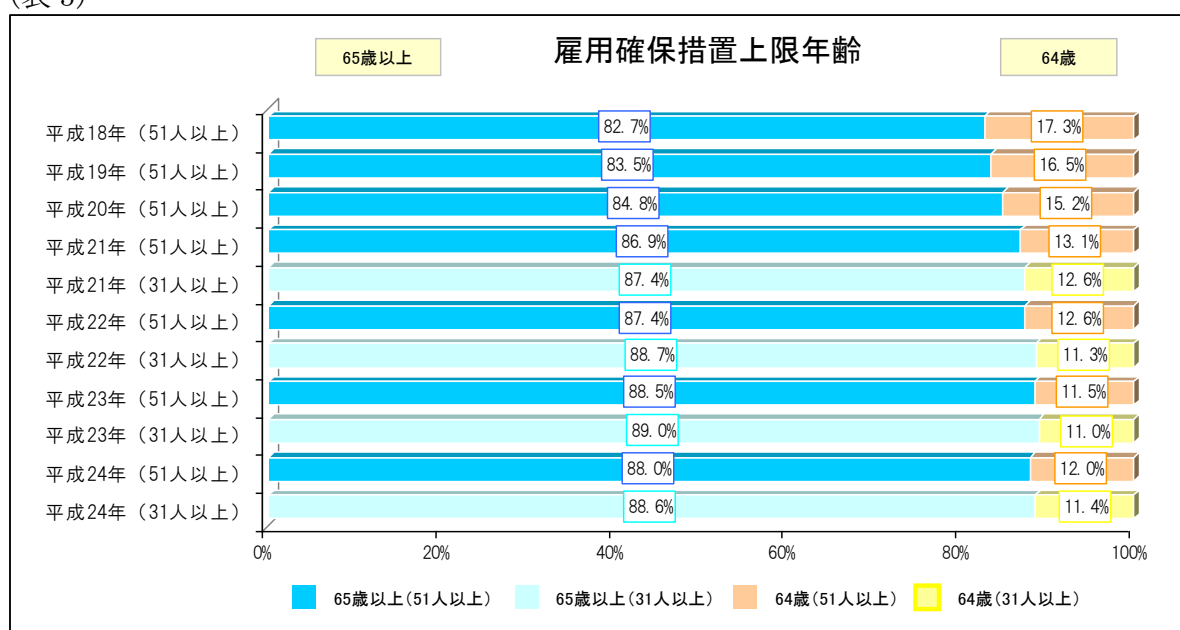


(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は11.4%(153社)(同0.4ポイントの上昇)となっている。

法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業(定年の定めのない企業を含む。)は88.6%(1,192社)(同0.4ポイントの減少)となっている。(表3)

(表3)



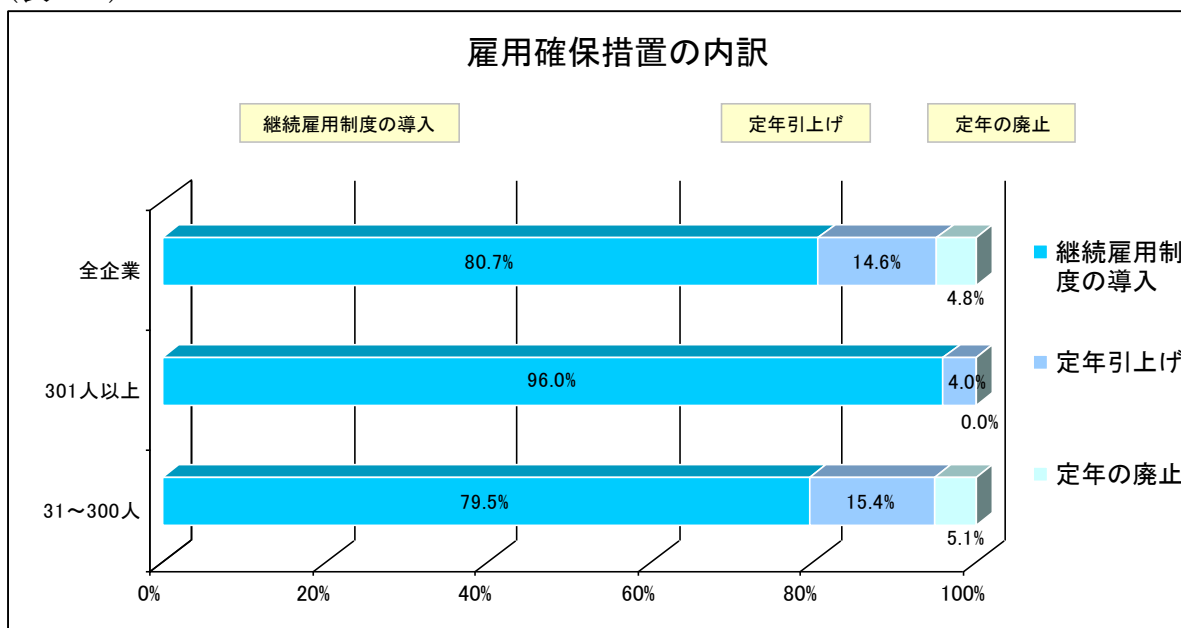
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は4.8%(64社)(同0.3ポイントの上昇)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は14.6%(196社)(同0.5ポイントの上昇)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は80.7%(1,085社)(同ポイント0.7減少)、

となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表4-1)

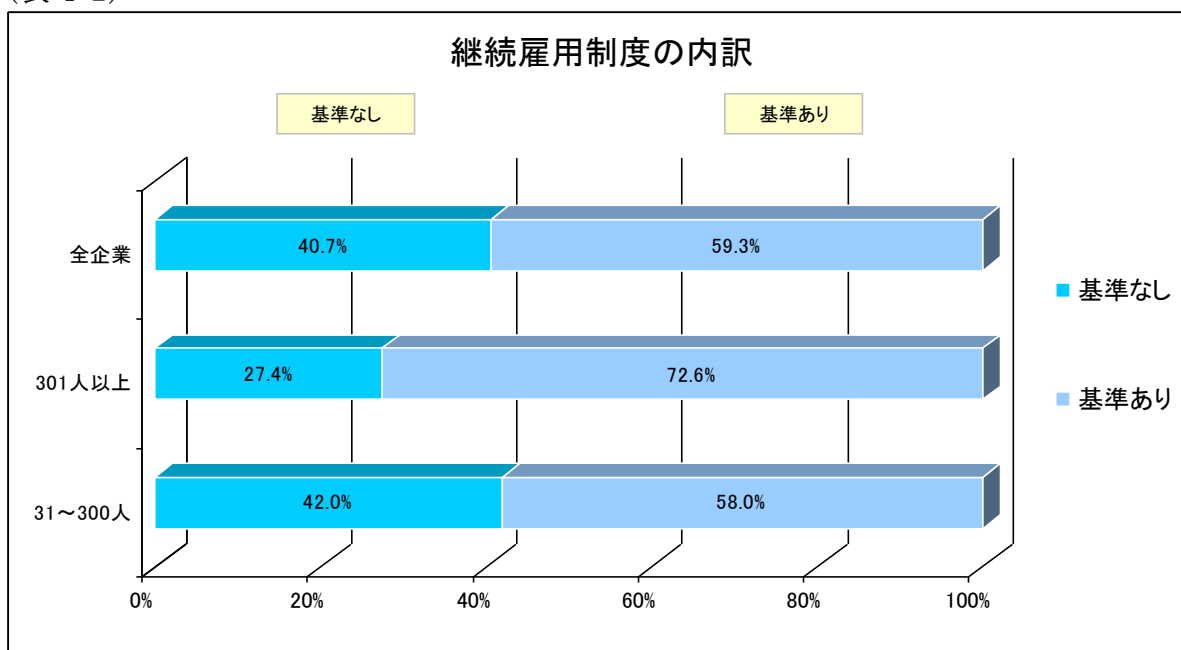
(表 4-1)



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,085社)のうち、
①継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていない企業は40.7%(442社)
(同2.7ポイントの減少)、
②継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めている企業は59.3%
(643社)(同2.7ポイントの上昇)、
となっている。(表4-2)

(表 4-2)



2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

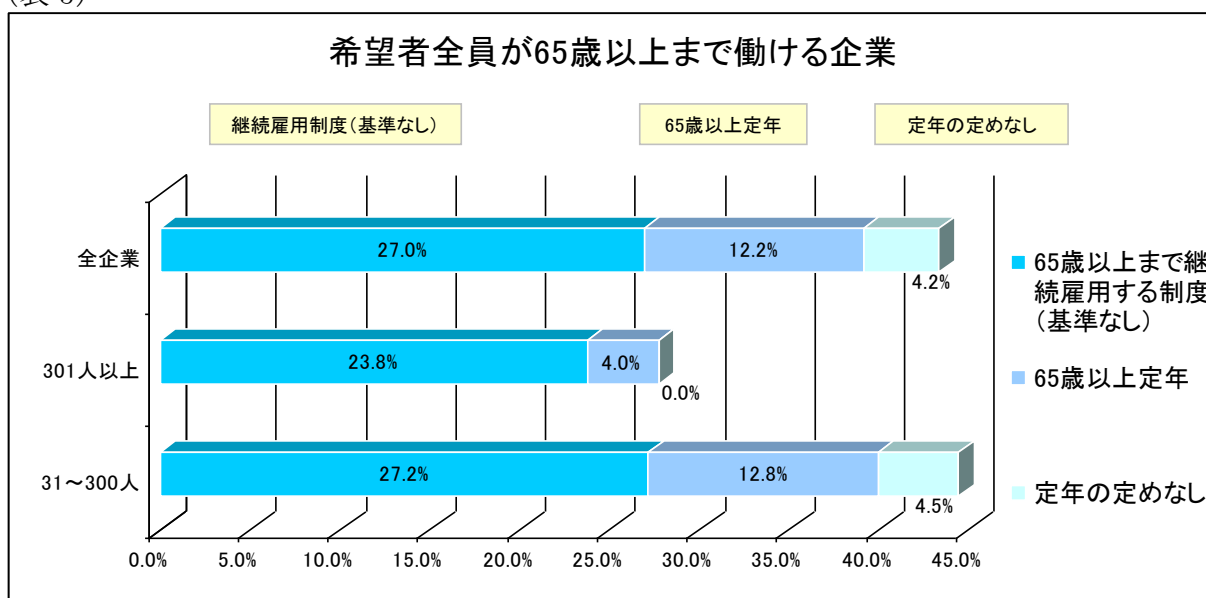
(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は43.4% (655社) (同0.7ポイントの減少)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では44.5% (627社) (同0.9ポイント減少)、
 - ②大企業では27.7% (28社) (同2.2ポイント上昇)、
- となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(表5)

(表5)



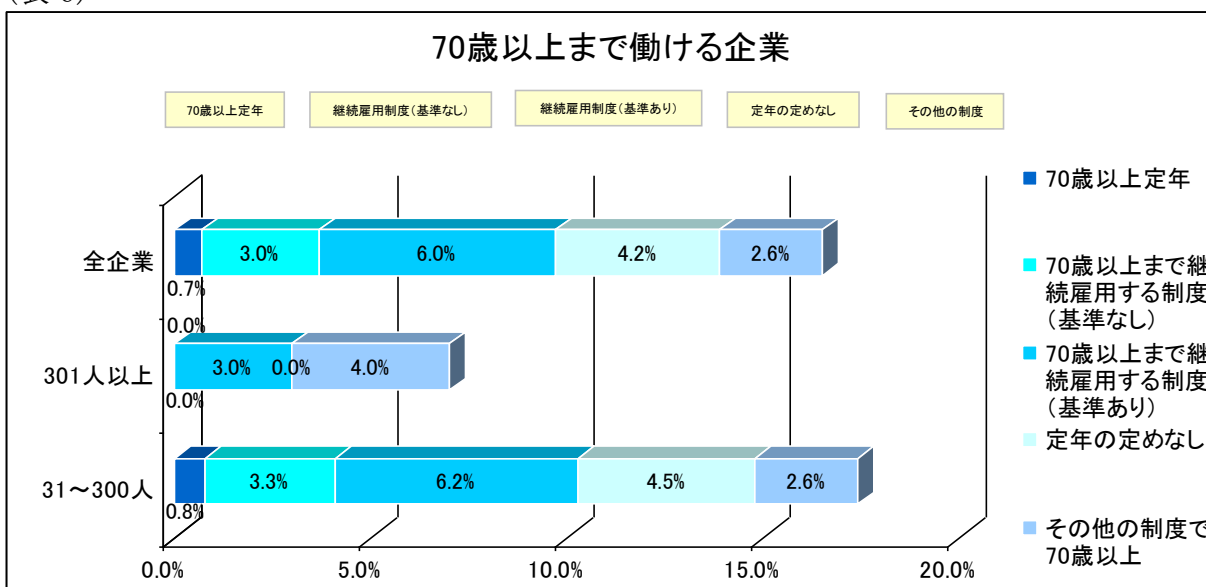
(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業の割合は16.6% (251社) (同0.1ポイントの上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では17.3% (244社) (同0.1ポイント上昇)、
 - ②大企業では6.9% (7社) (同0.5ポイント減少)、
- となっている。(表6)

(表6)



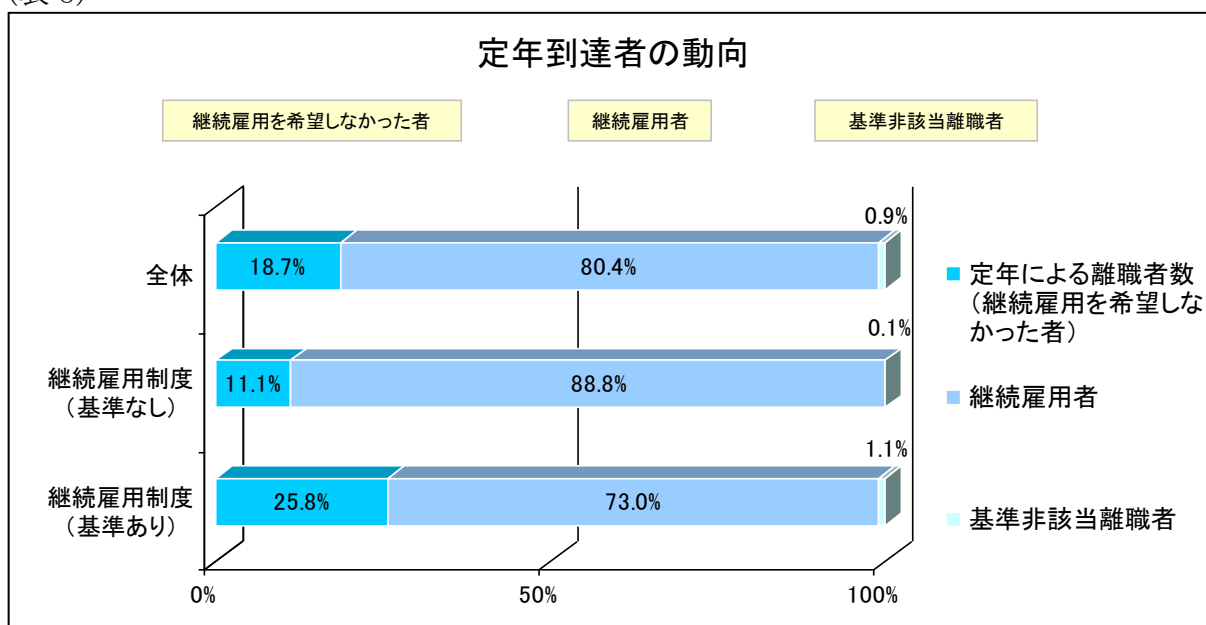
3 定年到達者の動向

過去1年間(平成23年6月1日から平成24年5月31日)の定年到達者(3,162人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は591人(18.7%)、定年後に継続雇用された者は2,542人(80.4%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないこと等により離職した者は29人(0.9%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.9%、基準に該当しないこと等により離職した者の割合は1.1%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ①継続雇用の対象者を限定する基準を定めていない企業では、過去1年間の定年到達者994人のうち、継続雇用された者の数(割合)は883人(88.8%)、
 - ②継続雇用の対象者を限定する基準を定めている企業では、過去1年間の定年到達者1,580人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,154人(73.0%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は18人(1.1%)、
- となっている。(表8)

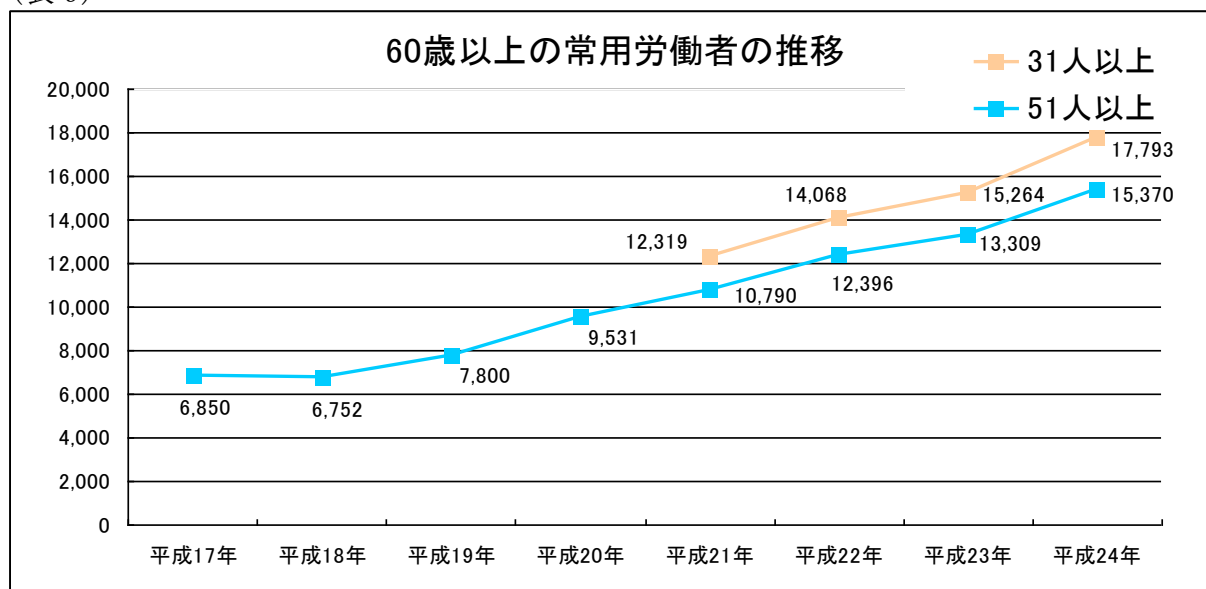
(表8)



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は15,370人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、8,520人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は17,793人であり、平成21年と比較すると、5,474人増加している。(表9)

(表9)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業が165社(31人以上規模企業)あることから、引き続き、都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 改正高年齢者雇用安定法の施行に向けた取組

平成25年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されるため、周知の徹底を図るとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかける。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人	1,246	(1,149)	163	(171)	1,409	(1,320)
	88.4%	(87.0%)	11.6%	(13.0%)	100.0%	
31～50人	504	(434)	83	(86)	587	(520)
	85.9%	(83.5%)	14.1%	(16.5%)	100.0%	
51～300人	742	(715)	80	(85)	822	(800)
	90.3%	(89.4%)	9.7%	(10.6%)	100.0%	
301人以上	99	(92)	2	(2)	101	(94)
	98.0%	(97.9%)	2.0%	(2.1%)	100.0%	
31人以上 総計	1,345	(1,241)	165	(173)	1,510	(1,414)
	89.1%	(87.8%)	10.9%	(12.2%)	100.0%	
51人以上 総計	841	(807)	82	(87)	923	(894)
	91.1%	(90.3%)	8.9%	(9.7%)	100.0%	

(注)()内は、平成23年6月1日現在の数値。表1～5において同じ

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31～50人	85.9%	(83.5%)	14.1%	(16.5%)				
	51～100人	89.7%	(89.2%)	10.3%	(10.8%)				
	101～300人	91.0%	(89.6%)	9.0%	(10.4%)				
	301～500人	96.3%	(100.0%)	3.7%	(0.0%)				
	501～1,000人	100.0%	(93.3%)	0.0%	(6.7%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合計	89.1%	(87.8%)	10.9%	(12.2%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	57.1%	(16.7%)	66.7%	(50.0%)	42.9%	(83.3%)	33.3%	(50.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	(100.0%)	-	-	-	(0.0%)	-	-
	建設業	85.8%	(84.8%)	89.4%	(90.7%)	14.2%	(15.2%)	10.6%	(9.3%)
	製造業	89.2%	(90.2%)	94.5%	(91.9%)	10.8%	(9.8%)	5.5%	(8.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(75.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(25.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	87.0%	(86.4%)	91.5%	(87.5%)	13.0%	(13.6%)	8.5%	(12.5%)
	運輸、郵便業	86.6%	(88.9%)	86.4%	(90.6%)	13.4%	(11.1%)	13.6%	(9.4%)
	卸売業、小売業	89.7%	(88.5%)	91.8%	(89.9%)	10.3%	(11.5%)	8.2%	(10.1%)
	金融業、保険業	94.4%	(88.9%)	100.0%	(100.0%)	5.6%	(11.1%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	89.3%	(93.1%)	93.8%	(94.1%)	10.7%	(6.9%)	6.3%	(5.9%)
	学術研究、専門・技術サービス業	91.5%	(84.4%)	92.3%	(87.0%)	8.5%	(15.6%)	7.7%	(13.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	87.5%	(87.1%)	88.7%	(87.9%)	12.5%	(12.9%)	11.3%	(12.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	93.9%	(90.9%)	93.0%	(88.6%)	6.1%	(9.1%)	7.0%	(11.4%)
	教育、学習支援業	83.7%	(82.9%)	95.0%	(88.2%)	16.3%	(17.1%)	5.0%	(11.8%)
	医療、福祉	91.0%	(87.8%)	91.7%	(91.6%)	9.0%	(12.2%)	8.3%	(8.4%)
	複合サービス事業	100.0%	(75.0%)	100.0%	(83.3%)	0.0%	(25.0%)	0.0%	(16.7%)
	サービス業(他に分類されないもの)	90.0%	(90.2%)	90.6%	(90.5%)	10.0%	(9.8%)	9.4%	(9.5%)
	その他	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)	0.0%	-
	合計	89.1%	(87.8%)	91.1%	(90.3%)	10.9%	(12.2%)	8.9%	(9.7%)